

笠松町 都市計画マスタープラン

概要版



平成 28 年 6 月
笠松町

都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープラン（「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第18条の2））は、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めるものです。

「笠松町都市計画マスタープラン」は、これからの都市づくりの指針として、目指すべき将来像と取り組みの方向を明確にし、住民と行政がそれらを共有しながら実現していくためのものです。

まちづくりの目標



■目標年次と対象区域

都市計画は、その目的の実現には時間を要するものであり、中長期的な見通しを持って定める必要があります。そのため、都市計画の基本的な方針である本計画は、策定年次の平成28年度を基準年度として、20年後の平成47年度を目標年次とします。

また、本計画の対象区域は、本町全域（10.30km²）を対象とします。

■まちづくりの理念

本町の最上位計画である「笠松町第5次総合計画」におけるまちづくりの理念を踏襲します。

“個性”を活かし“調和”を大切にしたまちづくり

■まちづくりの将来像

まちづくりの理念に基づき、本町におけるまちづくりの課題に対応し、将来あるべきまちの姿を定めるまちづくりの将来像は、清流木曾川の自然と調和し、本町の個性を活かした豊かで質の高い生活環境のもと、すべての町民がいきいきと暮らせることを実現することとし、以下のとおり設定します。

豊かな自然に抱かれた、いきいきと暮らせるまち

■まちづくりの目標

(1) 地域の拠点性を高め、地域間の交流を促進し利便性の高いまちをつくる

本町は、面積 10.30 平方キロメートルで、そのうち約 3 分の 1 を木曾川が占めるコンパクトなまちであり、その特性を活かし、身近な拠点で必要な機能を確保できるように拠点性を高めるとともに、地域間の交流を促進し、利便性の高いまちを目指します。

(2) 活力とにぎわいのあるまちをつくる

今後の人口減少、少子高齢化の進展により、まちの活力の低下が危惧されており、必要な産業の活性化、商業振興や観光交流人口の拡大などにより、活力とにぎわいのあるまちを目指します。

(3) 自然環境を活かしたやすらぎとうるおいのあるまちをつくる

木曾川の広大な自然を活かし、河川敷のレクリエーション施設や河川沿いのサイクリングロードや遊歩道などの自然環境を活かしたやすらぎとうるおいのあるまちを目指します。

(4) 災害に強いまちをつくる

近年頻発しているゲリラ豪雨や地震などの災害への対応が急務であり、住民の生命と財産を守るため、防災・減災への対応をすすめ、災害に強いまちを目指します。

(5) 住民が主役のまちをつくる

まちづくりにおける住民の意識の高まり、価値観の多様化などから、住民が積極的にまちづくりに関わることのできる体制を確立し、住民が主役のまちを目指します。

■目標人口

約21,500人[平成47(2035)年]

分野別方針



□土地利用の方針

- ・本町の持つ土地利用のポテンシャルを活かし、宅地需要や企業の立地需要に対応した受け皿の確保を行います。
- ・用途が混在している地区は、土地利用の純化を図り、適切な用途地域への転換を進めます。
- ・木曽川の自然環境や歴史文化など、本町の地域資源を活かしながら、安心して安全にいきいきと暮らすことができる土地利用を図ります。



写真：住宅建設が進む幹線道路沿道

□交通体系の整備方針

- ・道路の段階構成を明確にし、地域間を結ぶ幹線道路の整備を進めます。
- ・未着手の都市計画道路で必要性が低くなった路線については、都市計画の見直しを行います。
- ・公共交通機関を充実するとともに、徒歩・自転車での移動がしやすい、安全・安心・快適なまちづくりを進めます。



写真：（都）岐阜笠松線

□公園・緑地の整備方針

- ・木曽川の河川敷を活用した憩いとうるおいのある公園・緑地の整備・充実を図ります。
- ・市街地内において公園が不足しており、市街地内に身近な公園を確保します。
- ・公園・緑地に関する基本的な計画を定め、地域住民と協働で整備を進めます。



写真：笠松みなと公園

□河川・下水道の整備方針

- ・木曽川は、木曽川水系河川整備計画に基づき、適切な整備や維持管理を行います。
- ・下水道は、下水道計画に基づき整備を行います。

□その他施設の整備方針

- ・住民が安全・安心・快適に生活できるようにするために必要な施設については、機能の維持向上を図ります。

□市街地整備の方針

- ・良好な市街地環境を確保することが必要な地区において、計画的な市街地整備を進めます。
- ・宅地需要や産業立地需要に対応するため、新たな市街地の整備について検討します。
- ・市街地整備を推進するため、調査などを実施します。



市街地整備のイメージ

□自然環境、都市環境・景観形成の方針

- ・木曽川の自然や歴史文化資源などの地域資源を活用し、良好な景観の維持向上を図ります。
- ・町内外の自然・観光資源を結び、散策やサイクリングなどに利用できる回遊性のあるネットワークづくりを行います。

□安全・安心なまちづくりの方針

- ・近年頻発している異常気象に起因する自然災害や、発生が危惧されている南海トラフ巨大地震への対応を進めます。
- ・住民が安全で安心した暮らしができるよう、防犯対策を進めます。

□住民参加のまちづくりの方針

- ・住民がまちづくりに参加しやすい仕組みづくりを進めます。
- ・地域が一体となったまちづくりを進めるため、地域コミュニティの強化を図ります。



■笠松地域

地域まちづくりの目標

魅力あるまちの顔づくり

基本方針

- ・鉄道駅や幹線道路などの交通利便性の高さを活かしたまちづくり
- ・歴史・文化・自然などの地域資源を活かしたまちづくり
- ・中心市街地の再生と都市基盤整備による安全・安心なまちづくり



■松枝地域

地域まちづくりの目標

新たな産業拠点とゆとりある住宅地の形成

基本方針

- ・まちの活力の維持向上を図る新たな産業拠点の形成
- ・今後も見込まれる宅地需要の受け皿となるゆとりある住宅地の形成
- ・木曽川の自然などの地域資源を活かしたまちづくり

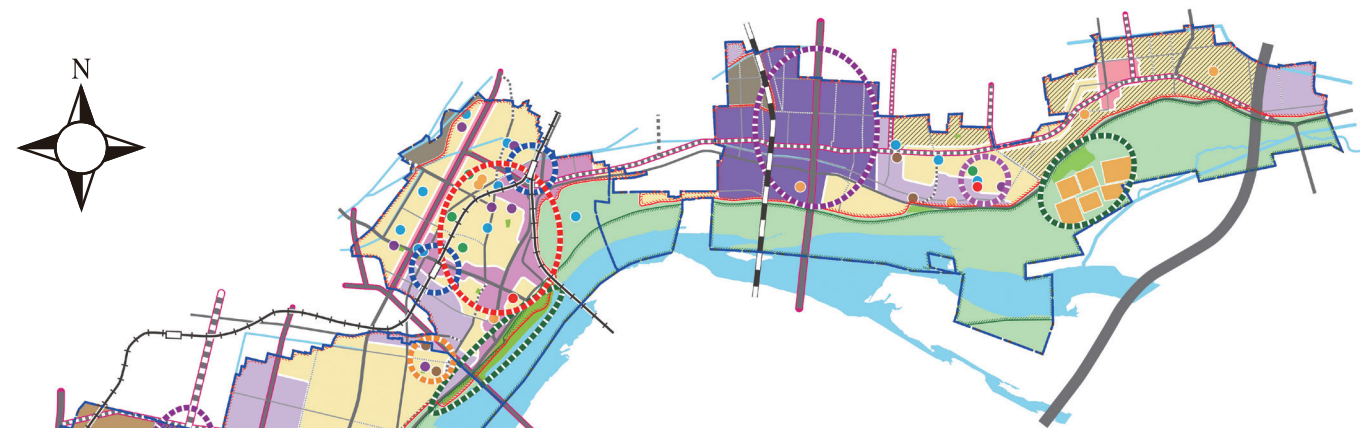
■下羽栗地域

地域まちづくりの目標

居住環境の向上と産業立地の促進

基本方針

- ・住宅と工場がそれぞれ良好な環境で活動できる土地利用の純化
- ・幹線道路などの交通利便性の高さを活かした産業拠点の形成
- ・自然環境やレクリエーション施設を活かしたゆとりとうるおいのある環境形成



凡 例	
地域界	自動車専用道路
鉄道 (JR 線)	主要幹線道路 (破線: 未整備)
鉄道 (名鉄線)	幹線道路 (破線: 未整備)
河川・水路	補助幹線道路 (破線: 未整備)
市街化区域	主要生活道路 (破線: 未整備)
一般住宅地	都市計画道路
住居系転換地	都市計画公園
住居系利用地	都市計画緑地
田園住宅地	都市拠点
一般商業地	地域拠点
沿道利用地	交通拠点
産業集積地	産業拠点
工業複合地	医療・福祉拠点
工業系開発検討地	レクリエーション拠点
レクリエーション地	役所・支所
都市公園、その他の主な公園	医療・保健施設
その他施設利用地	社会福祉施設
	教育施設
	文化・社会教育施設
	その他施設

まちづくり構想図



まちづくりの基本方針

■将来都市構造

拠点

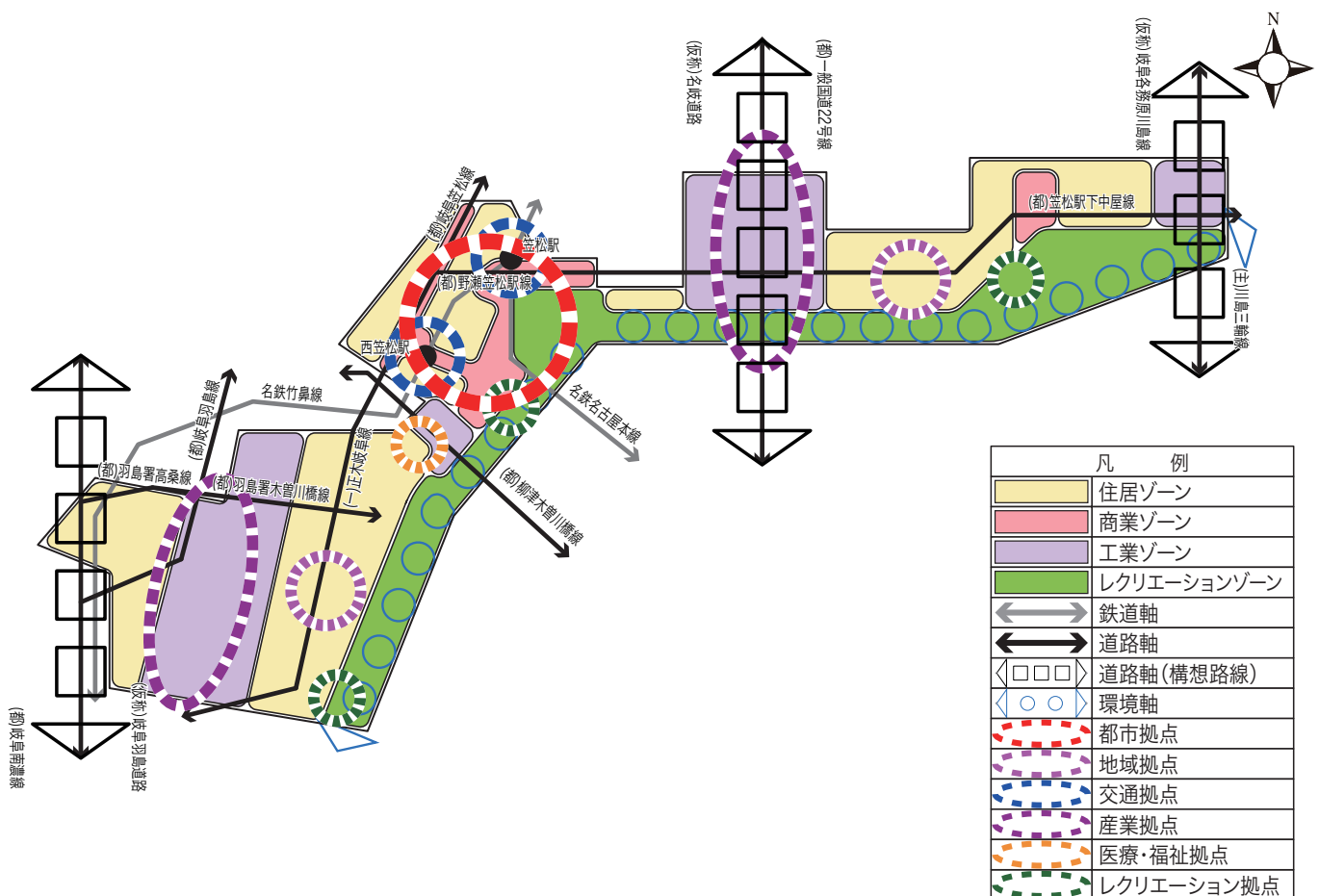
- 都市拠点・・・まちの中心的拠点となる地区
- 地域拠点・・・地域における生活の拠点となる地区
- 交通拠点・・・公共交通の結節点となる地区
- 産業拠点・・・産業の集積を図る地区
- 医療・福祉拠点・・・医療・福祉施設の集積を図る地区
- レクリエーション拠点・・・木曽川を活かした余暇活動の中心となる地区

軸

- 鉄道軸・・・近隣市町との広域的な交流を促す公共交通の軸
- 道路軸・・・近隣市町との広域的な交流を促すとともに、町内の各地域や拠点間を接続する軸
- 環境軸・・・河川の豊かな自然環境を保全活用し、水と緑のネットワークを形成する軸

空間

- 住居ゾーン・・・利便性の高い生活空間を形成し歩いて暮らせるまちづくりを推進するゾーン
- 商業ゾーン・・・生活利便施設等の立地を図るゾーン
- 工業ゾーン・・・工場や物流倉庫、事業所等の立地を図るゾーン
- レクリエーションゾーン・・・レクリエーション施設の集積を図るゾーン





かさまるくん



かさまるちゃん

笠松町都市計画マスタープラン【概要版】

平成28年6月発行

発行・編集：笠松町 建設水道部 建設課

〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1 TEL:058-388-1117